

政令番号78 2,4-キシレノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						7.0E+2	700.0	700.0
11	埼玉県	7.0E+0			7.0		4.3E+1	43.0	50.0
12	千葉県						9.0E+0	9.0	9.0
13	東京都						4.5E+1	45.0	45.0
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						1.0E+1	10.0	10.0
23	愛知県								
24	三重県	3.6E+1			36.0		1.2E+3	1,200.0	1,236.0
25	滋賀県	4.2E+0			4.2		1.8E+1	18.0	22.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	9.0E+0			9.0		8.6E+1	86.0	95.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.1E+0			2.1		2.5E+4	25,000.0	25,002.1
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県						9.0E-1	0.9	0.9
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		5.8E+1			58.3		2.7E+4	27,111.9	27,170.2

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。